

伊賀市体育施設の利用手続き等を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊賀市体育施設（以下「施設」という。）の利用手続きに関し、伊賀市体育施設条例（以下「条例」という。）及び、伊賀市体育施設条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例第7条第2項の規定に基づき、指定管理者として管理上必要な事項を定めることを目的とする。

(受付期間及び時間)

第2条 施設の、使用許可の申請の受付期間は、規則第3条第1項の規定により、次のとおり行うものとする。

- (1) 施設の使用申請は、使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の2か月前の初日から、使用する日まで受け付けるものとする。
- (2) 使用申請等に係る受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、いがまちスポーツセンターは、午前8時30分から午後8時30分までとする。
- (3) 上野運動公園プール、大山田B&G海洋センター及び阿山B&G海洋センターのプール個人使用は、開設期間内において次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 上野運動公園プール
午前9時から午後3時30分まで
 - イ 大山田B&G海洋センター及び阿山B&G海洋センター
午前9時から午後9時まで
- (4) 規則第3条第4項の規定に基づき、受付期間前に下記のとおり受け付けるものとする。
 - ア 規則第3条第4項第2号に規定される種目競技団体等とは、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人三重県体育協会、伊賀市体育協会に加盟する団体とする。
 - イ 規則第3条第4項第3号で、指定管理者が必要と認める使用とは、前項に規定された団体以外の者が大会や講習会等を開催するに当たり、事前に会場を確保する必要がある場合等とし、指定管理者と伊賀市教育委員会が協議のうえ決定する。
- (5) 12月29日から1月3日の間は、受付は行わないものとする。
- (6) 年末年始（12月29日から1月3日まで）の間の使用は、12月20日午後5時まで受け付けるものとする。

(使用時間等)

第3条 施設の使用時間及び使用許可時間区分は、条例第10条第1項に基づき別表1のとおり定めるものとする。

2 条例第10条第3項の規定に基づき使用時間を変更するのは次のとおりとする。

- (1) 大会及び講習会等に使用する場合で、準備等に使用するときは、使用者の申請により使用開始時間を、1時間を限度に変更することができる。ただし、上野運動公園野球場、上野運動公園競技場、ゆめが丘多目的広場は除くものとする。
- (2) 大会及び講習会等で使用する場合で、指定管理者が特に必要と認めるときは、使用者の申請により使用開始時間を、2時間を限度に変更することができる。ただし、上

野運動公園野球場、上野運動公園競技場、ゆめが丘多目的広場は除くものとする。

- (3) 前2項の規定に関わらず、公的な使用等で使用時間を変更する必要があるときは、指定管理者と伊賀市教育委員会の協議により変更を許可するものとする。
- (4) 使用者は、前3項により使用時間の変更を申請するときは、使用許可申請書に理由を付して申請するものとする。
- (5) 指定管理者は、使用時間の変更を許可するときは、必要な条件を付して許可するものとする。

(休業日)

第4条 施設の休業日は原則として設けないものとする。

- 2 指定管理者が必要と認めるときは、保守点検等で臨時に休業日を設けるものとする。
- 3 上野運動公園プール、伊賀市B&G海洋センターのプールの開設期間は、別途定め周知するものとする。

(受付方法)

第5条 施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、規則第3条第1項に基づき、使用許可申請書(第1号～第12号様式)に必要事項を記入して指定管理者に提出し許可を受けることとする。

- 2 使用許可申請書の提出は、使用施設の受付への直接持参の他、FAX及び郵送で受け付けるものとする。

(予約)

第6条 施設の利用にあたっては、前条の受付の他、電話等による予約によって受け付けることができる。ただし、予約の日から7日以内(使用日が予約の日から7日以内の場合)は、使用する日の午後5時まで、又は、使用する時間のうち早い時間まで)に本申請がない場合は、予約は無効とする。

- 2 指定管理者が適当と認めたときは、予約期間の延長を認めることができる。
- 3 毎月初日は、その日が受付開始となる月の予約は受け付けないものとする。

(利用料金)

第7条 体育施設の利用料金は、条例第11条第3項に基づき、別表2のとおり定めるものとする。

(利用料金の納付)

第8条 使用者は、条例第11条第4項の規定により、使用許可を受ける際に、条例で定められた利用料金(条例第12条第2項の規定による減免後の利用料金を含む)及び、条例第11条第3項に規定する伊賀市教育委員会の承認を得た利用料金を納付するものとする。

- 2 利用料金は、次に指定する日までに、受付窓口での現金払い、指定金融機関口座への振込の方法により納入するものとし、納入されないときは施設を使用することはできない。

- (1) 申請後速やかに許可できる場合
申請時に、受付で納入するものとする。

(2) 申請後許可に時間を要する場合

許可の連絡、又は請求書発行から14日以内に納入するものとする。

- 3 条例第11条第4項の規定に関わらず、使用者が、利用料金を後納で納付を希望する場合は、使用許可申請書にその理由を記入し申請することとし、指定管理者が必要と認めるときは、必要な条件を付してこれを許可することとする。
- 4 照明設備利用料金及び空調設備利用料金については、後納することができる。
- 5 後納を許可された場合においても、使用許可の変更及び取消等の手続は前納と同様とする。
- 6 納入された利用料金は、原則として還付しない。
- 7 中学生以下及び一般の利用料金区分が規定されている施設において、中学生以下及び一般の者が混在する使用の場合は、使用目的、対象者、人数の割合により判断する。また、人数の割合により決定する場合で、中学生以下及び一般の者が同数の場合は、中学生以下の利用料金を適用することとする。
- 8 市内及び市外の利用料金区分が規定されている施設において、使用目的、対象者、大会等の規模、主催者、人数の割合により判断するものとする。また、人数の割合により決定する場合で、市内及び市外の者が同数の場合は、市内を適用するものとする。ただし、伊賀地区大会の場合は伊賀市教育委員会と協議のうえ市内扱いとすることができる。
- 9 使用時間枠外の利用料金は、市外の者が使用する場合の倍額、大会、講習会の準備をする場合の半額の規定についても適用するものとする。

(天候による制限付申請)

第9条 屋内施設を雨天時のみ使用する場合は、正規の使用と同様に受付けるものとする。

(予備日の申請)

第10条 屋外施設を大会、講習会等で申請する場合に、悪天候時に備え予備日を申請する場合は、一大会・講習会等に付き1日の予備日の申請を認めるものとし、原則として許可時に利用料金は徴収しないものとする。

- 2 指定管理者が適当と認めるときは、前項にかかわらず予備日の使用を許可することができる。

(許可日数)

第11条 規則第3条第2項に基づき、連続して使用を許可できるのは3日までとする。

- 2 毎月初日は、その日が受付開始となる月の申請について、1回に申請できるのは3日までとする。
- 3 指定管理者が特に必要と認めるときは、前2項に関わらず許可できるものとする。

(許可の条件)

第12条 使用者に対し、施設の使用に次の条件を付するものとする。

- (1) 屋外施設の使用で、降雨等によりグラウンドコンディションが不良と認められるときは、使用を中止するものとする。ただし、大会実施の必要性等から伊賀市教育委員会が特に認めたときは使用を認めることができる。
- (2) ゆめが丘多目的広場の照明車を使用時に、風速が概ね10m以上のときは使用を中

止するものとする。

(3) 上野運動公園テニスコート、上野緑ヶ丘テニスコート、ゆめが丘テニスコート、いがまちスポーツセンター（テニスコート）、阿山第1運動公園（テニスコート）、青山テニスコートの使用時間区分は、毎時0分から1時間を一区分とする。

(4) その他、天候、使用内容等により条件を付するものとする。

(利用料金の還付)

第13条 条例第13条の規定に基づき既納の利用料金は原則として還付しない。ただし、条例第13条ただし書きの規定に基づき還付できるのは、次の事項に該当する場合とする。

(1) 不可抗力により使用できなくなったとき。

ア テロ、暴動等が発生したとき。

イ 天災等が発生したとき。

ウ 公共交通機関の乱れ等により施設を使用できないとき。

エ 台風の接近等により、伊賀地区に影響が及ぶと予想される時。

オ その他、指定管理者が認める時。

(2) 天候により使用できなかったとき。

ア 伊賀地区に暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発令したとき、及び震度4以上の地震が発生したときで、施設の使用が困難になったと認められる時。

イ 屋外施設で、雨天及び積雪、雷の場合や、雨天及び積雪によりグラウンドコンディションが著しく悪くなった場合。

ウ その他、指定管理者が認める時。

(3) 指定管理者が使用の許可を取り消したとき。

(4) 使用の前日（屋外施設については、使用許可時間）までに使用許可の取消を申し出て、その理由が自己の都合以外の場合で、正当であると認められる時。

2 利用料金の還付を申請するときは、伊賀市体育施設変更・取消、還付申請書（第13号様式）に、使用許可書を添付して申請することとする。

3 天候により施設を使用できなかった場合は、使用日の変更又は利用料金の還付を選択できるものとする。ただし、申出た際に変更する日を決定できないときは還付するものとする。

また、使用日を変更する場合は、第2条の規定に基づき受け付けを行うものとする。

4 既納の照明設備及び空調設備利用料金は、設備を使用しなかった場合には、還付申請により還付するものとする。

(使用許可の取消の申請)

第14条 使用者は、使用許可の取り消し（次項各号に該当する場合をいう。以下同じ）を申し出るときは、規則第3条第3号の規定に基づき、速やかに伊賀市体育施設変更・取消、還付申請書（第13号様式）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第3号規定を準用する。

2 指定管理者は、次の場合において使用許可の取消として処理するものとする。

- (1) 使用施設を削減するとき
 - (2) 設備の使用を削減するとき
 - (3) 使用日を削減するとき
 - (4) 使用時間区分を削減するとき
 - (5) 通常の使用から大会、講習会等の準備のための使用に変更するとき
- 3 指定管理者は、使用許可の取り消しを認めるときは、伊賀市体育施設変更・取消、還付決定通知書（第14号様式）を交付するものとする。
- 4 第13条第1項第4号の規定は、使用許可の取り消しに係る既納の利用料金の還付について準用する。

(使用許可の変更)

第15条 使用者は、使用許可を変更するとき、規則第3条第3項の規定に基づき、速やかに伊賀市体育施設変更・取消、還付申請書（第13号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 使用許可の変更は、次の場合に認めることができる。
 - (1) 使用内容を変更するとき
 - (2) 使用施設を追加するとき
 - (3) 設備の使用を追加するとき
 - (4) 使用日を追加するとき
 - (5) 使用時間区分を追加するとき
 - (6) 大会、講習会等の準備の使用から、通常の使用へ変更するとき（変更理由を必要とする。）
 - (7) 使用日の変更
- 3 前項に係る変更は、使用時間までに申請を受け付けたときに許可することができる。ただし、前項第2号、第4号及び第5号に係る変更は、受付期間に申請を受け付けたものに限り許可することができる。
- 4 前項第7号に係る変更は、1回に限り許可できるものとする。ただし、変更する使用日が定まっていないときは、使用許可の取消として扱うものとする。なお、許可された一日の使用時間区分を、複数日に分割して変更することはできない。
- 5 指定管理者は、使用許可の変更を認めるときは、伊賀市体育施設変更・取消、還付決定通知書（第14号様式）を交付するものとする。
- 6 指定管理者は、天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により、使用許可を変更して使用させることが適当と認めるときは、使用者の申請により使用許可の変更を認めることができる。
- 7 使用許可の変更により、利用料金に過不足が生じるときは、条例に規定する利用料金に基づき算定するものとし、使用者は直ちに精算しなければならない。

(打合せ)

第16条 使用者は、施設において大会、講習会等を行なう場合は、使用日の1月前までに、必要に応じ詳細について指定管理者と打合せを行うこととする。

- 2 打合せには、大会、講習会等の責任者又は内容について十分な判断が行える者が参加し、詳細がわかる資料を持参することとする。

(関係官公庁への届出等)

第17条 大会、講習会等の内容、規模により、関係官公庁に届出が必要な場合は、使用

者において届出等を行うこととする。

2 施設へは、届出等を行った関係官公庁の承認（許可）書の写しを提出することとする。

（荷物の配送）

第18条 施設では、使用者の手配した配送物の預かり、保管等は行わないものとする。

（印刷物の作成）

第19条 使用者が施設の使用にあたり、大会案内、プログラム等を作成する際は、事前に施設と打合せを行わなければならない。

（物品販売使用）

第20条 規則第9条の規定に基づき、使用者が施設内で物品販売を行う場合は、伊賀市体育施設内特別販売許可申請書（公益財団法人伊賀市文化都市協会使用料、手数料等の徴収に関する要綱第1号様式）にて申請を行い、承認された際は、販売終了後に物品販売報告書にて販売実績報告を行い、物品販売手数料として売上の5%を指定管理者に納付する。

2 前項により物品販売を行う場合は、販売場所、販売規模、販売方法等は指定管理者の指示に従うものとする。

（金品の募集）

第21条 規則第9条の規定に基づき、使用者が施設内で金品の募集等を行う場合は、金品募集許可申請書（第16号様式）を提出する。

2 使用者は、金品の募集等を行う場所、時間、方法等について指定管理者の指示に従う。

（物品留置）

第22条 使用許可施設で使用許可時間内においては、使用者の物品を留置できるものとする。

2 留置する物品についての管理責任は使用者が負うものとし、使用者は物品留置を開始するまでに、指定管理者に誓約書を提出する。

3 前項の規定以外に物品の保護を必要とする際は、使用者の負担で保護を行う。また、その手段については、指定管理者と協議を行い決定する。

（所有物の管理）

第23条 使用者は、所有物の管理は自ら行い、更衣室等を所有物の管理のため施錠する必要がある場合は、指定管理者に申し出て、必要な手続きを行い、鍵の貸与を受けることとする。

2 使用者は、施錠の必要がなくなったとき、または、使用許可時間の終了時間には、貸与された鍵を速やかに返却することとする。

（ゴミ処理）

第24条 施設の使用に際し発生したゴミは、使用者の責任において処理することとする。

（看板類の撤去）

第25条 使用者は、施設の使用に際し持込んだ看板等は、使用許可時間内に撤去することとする。

(複合機の使用等)

第26条 使用者は、指定管理者の複合機を用いて複写、FAX送受信を行う際は、次の料金を指定管理者に納付することとする。

- | | | | | |
|---------|---|------|----|-----|
| (1) 複写 | ア | モノクロ | 1枚 | 10円 |
| | イ | カラー | 1枚 | 50円 |
| (2) FAX | ア | 送信 | 1枚 | 50円 |
| | イ | 受信 | 1枚 | 10円 |

(施設別詳細)

第27条 施設の利用料金、許可条件については下記各号のとおり扱うものとする。

- (1) 上野運動公園プール、伊賀市B&G海洋センタープールの専用使用については、全コース使用時以外のコース単位での使用時は、指定管理者がコースを指定する。
- (2) 上野運動公園野球場のBSO設備を使用する際は、本部等の利用料金は徴収しないものとするが、本部棟に入場できるのは2名以内とする。
- (3) ゆめが丘多目的広場は、冬期に芝生養生期間を設けることとし、その期間は別途定め周知するものとする。
- (4) 阿山第1運動公園ゲートボール場で、市内の身体障害者手帳又は療育手帳所持者（以下「手帳所持者」という。）の使用の際に、利用料金を半額とするのは施設利用料金のみとする。

また、手帳所持者の使用として利用料金を半額にするのは、使用目的や人数構成により指定管理者が適当と認めた場合とする。

(その他)

第28条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

(施行規則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市体育施設等の利用手続き等を定める要綱の規定によりされた処分、手続き、その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(伊賀市体育施設等の利用手続き等を定める要綱の廃止)

- 3 伊賀市体育施設等の利用手続き等を定める要綱（平成24年協会要綱第9号）は廃止する。

別表 1

使用時間及び使用時間区分

施設名	使用時間	使用時間区分	備考
上野運動公園 野球場	午前6時から午後10時まで		
上野運動公園 プール	午前9時から午後5時まで		
上野運動公園 競技場	午前6時から午後5時まで		夏季期間は、午後7時まで
上野運動公園 スポーツセンター	午前9時から午後10時まで		
上野運動公園 テニスコート	午前9時から午後10時まで	毎時0分から1時間 間を区分とする。	
上野緑ヶ丘 テニスコート	午前8時から午後5時まで	毎時0分から1時間 間を区分とする。	
伊賀上野武道館	午前9時から午後10時まで		
ゆめが丘 テニスコート	午前9時から午後9時まで	毎時0分から1時間 間を区分とする。	
ゆめが丘 多目的広場	午前6時から午後9時まで		
上野運動公園 体育館	午前9時から午後10時まで		
いがまち スポーツセンター	午前8時30分から午後10時 時まで	テニスコートは毎 時0分から1時間 を区分とする。	
島ヶ原運動広場	午前8時30分から午後5時 まで		夏季期間は、午後7時まで
阿山第1運動公園	午前9時から午後10時まで		
阿山第2運動公園	午前9時から午後5時まで		夏季期間は、午後7時まで
大山田 せせらぎ運動公園	午前9時から午後5時まで		夏季期間は、午後7時まで
青山北部公園 運動施設	午前9時から午後10時まで		

青山テニスコート	午前9時から午後 <u>5</u> 時まで	毎時0分から1時 間を区分とする。	夏期期間は、午後7 時まで
青山グラウンド	午前9時から午後10時まで		
阿山B&G海洋セ ンター	午前9時から午後10時まで		
阿山B&G海洋セ ンター艇庫	午前9時から午後5時まで		
大山田B&G海洋 センター	午前9時から午後10時まで		
大山田B&G海洋 センター艇庫	午前9時から午後5時まで		

備考

- 1 夏季期間とは、4月1日から9月30日までのことをいう。
- 2 夜間の使用については、照明設備を使用すること。

別表2

伊賀市体育施設利用料金表

施設名	区分		単位	金額(円)		備考	
上野運動公園 野球場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	1時間	中学生以下	500		
				一般	1,000		
		入場料金を徴収する場合	1日	500円以下	50,000		
	1,000円以下			70,000			
	照明設備	1時間	2基	1,000			
			4基	2,000			
			6基	3,000			
	本部棟		1時間		750		
		冷暖房	1時間		400		
	更衣室		1室1時間		300		
冷暖房		1時間		400			
	シャワー	1人1回		100			
放送室のみ				無料			
	冷暖房	1時間		100			
上野運動公園 プール	個人使用		1人1回	乳幼児	50		
				中学生以下	150		
				一般	300		
	専用使用	平日午前	25m1コース	750			
			50m1コース	1,500			
		平日午後	25m1コース	950			
			50m1コース	1,900			
		休日午前	25m1コース	950			
50m1コース			1,900				
休日午後	25m1コース	1,900					
	50m1コース	3,800					
上野運動公園 競技場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	個人	1時間	中学生以下 100 一般 200	団体は、10人以上とする。	
			団体	1時間	中学生以下 1,000 一般 2,000		
		入場料金を徴収する場合	1日	500円以下	50,000		
				1,000円以下	70,000		
	本部棟		1時間		750		
		冷暖房	1時間		400		
	更衣室		1時間		500		
		冷暖房	1時間		400		
		シャワー	1人1回		100		
	放送室		1時間		無料		
	冷暖房	1時間		100			
上野運動公園 スポーツセンター	和室		1時間	中学生以下 250 一般 500			
		冷暖房	1時間			400	
	会議室		1時間	中学生以下 250 一般 500			
		冷暖房	1時間			400	
上野運動公園 テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下 350 一般 750			
		照明設備	1面1時間			300	
	クラブハウス		1時間		300		
		シャワー	1人1回		100		

施設名	区分		単位	金額(円)	備考		
上野緑ヶ丘テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	150		
				一般	350		
ゆめが丘テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350		
				一般	750		
	照明設備		1面1時間		300		
伊賀上野武道館	柔道場		1時間	中学生以下	500		
				一般	1,000		
	照明設備		1時間		500		
	剣道場		1時間	中学生以下	500		
				一般	1,000		
	照明設備		1時間		500		
	弓道場		団体	1時間	中学生以下	500	
				個人	1時間	一般	1,500
150							
会議室		1時間	中学生以下	250			
			一般	500			
冷暖房		1時間		400			
ゆめが丘多目的広場	全面使用		1時間	中学生以下	500		
	1,000						
	半面使用		1時間	中学生以下	250		
500							
照明車		1台1時間		1,000			
上野運動公園体育館	競技場		全面1時間	中学生以下	500		
				一般	1,000		
			入場料金を徴収しない場合		半面1時間	中学生以下	250
						一般	500
	入場料金を徴収する場合		1時間		20,000		
照明設備		1時間	全面	1,500			
			半面	750			
多目的室		1時間	中学生以下	250			
			一般	500			
阿山第1運動公園	グラウンド		全面使用	1時間	中学生以下	200	
				一般	400		
			半面使用		1時間	中学生以下	100
	200						
	照明設備		1時間	4基	1,800		
				6基	2,600		
	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350		
				一般	750		
照明設備		1面1時間		300			
屋内ゲートボール場		1面1時間	中学生以下	150			
			一般	300			
照明設備		1面1時間		500			
阿山第2運動公園	グラウンド		1時間	中学生以下	500		
				一般	1,000		
阿山B&G海洋センター	体育館		1時間	中学生以下	250		
				一般	500		
	照明設備		1時間		500		
	トレーニングルーム		1時間	中学生以下	150		
				一般	250		
	ミーティングルーム		1時間	中学生以下	100		
				一般	200		
	艇庫	舟艇1艘		1時間	中学生以下	250	
					一般	500	
	プール		個人使用	1人1回	乳幼児	50	
					中学生以下	150	
一般					300		
専用使用			平日午前	1コース	750		
			平日午後	1コース	850		
			平日夜間	1コース	950		
			休日午前	1コース	850		
				休日午後	1500		
				休日夜間	1800		
				幼児用プール	750		

施設名	区分		単位	金額(円)	備考	
いがまちスポーツセンター	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	200	
				一般	400	
		半面使用	1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
		照明設備	1時間	28灯使用	1,200	
				58灯使用	1,800	
	71灯使用			2,000		
	84灯使用			2,200		
	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350	
				一般	750	
		照明設備	1面1時間	300		
	ゲートボール場		1面1時間	中学生以下	100	
一般				200		
健康ふれあいセンター	トレーニング室	1人1時間	中学生以下	100		
			一般	200		
	会議室	1時間	中学生以下	250		
			一般	500		
シャワー室	1人1回につき	100				
島ヶ原運動広場	グラウンド		1時間	中学生以下	200	
				一般	400	
青山北部公園運動施設(体育館)	体育館		1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
	照明設備	1時間	0			
青山テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350	
				一般	750	
青山グラウンド	グラウンド	照明設備	1時間	中学生以下	200	
				一般	400	
				A陸上競技	2,500	
				B野球	1,500	
				Cサッカー	1,500	
				Dソフトボー	1,000	
大山田せせらぎ運動公園	グラウンド		1面1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
大山田B&G海洋センター	体育館		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
				照明設備	1時間	一般
	トレーニングルーム		1時間	中学生以下	150	
				一般	250	
	ミーティングルーム		1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
	艇庫	舟艇1艘		1時間	中学生以下	250
					一般	500
	プール	個人使用		1人1回	乳幼児	50
					中学生以下	150
					一般	300
専用使用				1コース	平日午前	750
					平日午後	850
					平日夜間	950
					休日午前	850
					休日午後	1500
休日夜間	1800					
幼児用プール	1区分	750				

備考

- 市外の者が使用する場又は市外の者も対象となる大会及び講習会等で使用する場合は、利用料金を倍額とする(プール個人使用、照明設備、冷暖房を除く。)。ただし、伊賀地域大会等の使用など特に委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 施設を大会等の準備のために使用する場合は、利用料金を半額とする(照明設備、冷暖房を除く。)
- 利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。また、1日に満たない場合も1日とみなす。

- 5 プール個人使用の1回とは、午前(午前9時～12時)、午後(午後1時～4時)、夜間(午後5時～10時、上野運動公園は除く。)を区分単位とする。また、専用使用の区分は午前(午前9時～午後1時)、午後(午後1時～午後5時)、夜間(午後5時～午後10時)とする。
- 6 プール専用使用に係る時間枠外の利用料金は、直近区分の利用料金から1時間当たりの金額を算出し適用する。
- 7 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 8 阿山第1運動公園屋内ゲートボール場は、市内の者が身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合、利用料金を半額とする。
- 9 ゆめが丘多目的広場の照明車を使用する場合は、使用日の3日前までに使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

サッカーコートペイント料

名称	単位	金額
サッカーコートペイント	1面	10,000円

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 様

申請者	住所	市内 市外		連絡先	
	団体名又は氏名				
下記の内容で、施設を利用したいので申請します。					
使用目的又は大会					
使用日時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分まで				
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分まで				
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分まで				
※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。					
使用予定人員(大人 人・小人 人)		入場料 無・有 (円)		中学生以下 ・ 一般	
使用施設 (該当に○印)	上野運動公園	野球場	照明 [2基・4基・6基] [時 分から 時 分まで]		
			本部棟 [本部席・会議室・更衣室・放送室・シャワー・SBO]		
			冷暖房 [台(室) 時 分から 時 分まで]		
	上野運動公園	プール	[50m (コース) ・ 25m (コース)]		
		競技場	[団体 ・ 個人] 本部棟 [控え室・本部席・会議室・放送室・スコアボード・タイマー] 冷暖房 [台(室) 時 分から 時 分まで] 更衣室 [南・北] [シャワー 南・北]		
	上野運動公園	スポーツセンター	[和室・会議室] [冷暖房 時 分から 時 分まで]		
		テニスコート	・コート [A・B・C・D・E・F] ・クラブハウス ・シャワー		
	上野運動公園	体育館	競技場 [全面・半面] 照明 [全面・半面 時 分から 時 分まで]		
			多目的室 [1・2] 会議室 [冷暖房 時 分から 時 分まで]		
	上野運動公園	緑ヶ丘テニスコート	(コート)		
伊賀上野武道館		柔剣道場 (全面・半面 (畳・床))			
		弓道場 (団体・個人) (更衣室・会議室・冷暖房(会議室) 時 分から 時 分まで)			
上野運動公園	島ヶ原運動広場				
使用備品	(備品借用願記入)				
利用料金	(取扱者記入欄) 円				
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	連絡先		

※ □には、レ印をして下さい。

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長

申請者	住所	市内	団体名又は氏名	連絡先	様
		市外			
下記の内容で、施設の使用を許可します。					
使用目的又は大会					
使用日時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分まで				
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分まで				
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分まで				
※使用日時には、準備及び現状復帰に要する時間を含みます。使用許可時間の厳守をお願いします。					
使用予定人員(大人 人・小人 人)	入場料 無・有 (円)	中学生以下 ・ 一般			
使用施設 (該当に○印)	上野運動公園	野球場	照明 [2基・4基・6基] [時 分から 時 分まで]		
			本部棟 [本部席・会議室・更衣室・放送室・シャワー・SBO]		
			冷暖房 [台(室) 時 分から 時 分まで]		
		プール	[50m (コース) ・ 25m (コース)]		
		競技場	[団体 ・ 個人]		
			本部棟 [控え室・本部席・会議室・放送室・スコアボード・タイマー]		
			冷暖房 [台(室) 時 分から 時 分まで]		
			更衣室 [南・北] [シャワー 南・北]		
		スポーツセンター	[和室・会議室] [冷暖房 時 分から 時 分まで]		
		テニスコート	・コート [A・B・C・D・E・F] ・クラブハウス ・シャワー		
	体育館	競技場 [全面・半面] 照明 [全面・半面 時 分から 時 分まで]			
		多目的室 [1・2] 会議室 [冷暖房 時 分から 時 分まで]			
	緑ヶ丘テニスコート	(コート)			
	伊賀上野武道館	柔剣道場 (全面・半面 (畳・床))			
		弓道場 (団体・個人)			
		(更衣室・会議室・冷暖房(会議室) 時 分から 時 分まで)			
	島ヶ原運動広場				
使用備品	(備品借用願記入)				
利用料金	(取扱者記入欄)				円
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	連絡先		
条件					

《備考》

1. 当許可書に許可印の無い場合は無効とします。
2. 施設を使用する際は、当許可書を携行してください。必要に応じて提示していただくことがあります。
3. 施設を使用する際は、係員の指示に従ってください。
4. 施設内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
5. 使用許可内容を変更する際は、速やかに申し出てください。

(第3号様式)

阿山B&G海洋センター
阿山第1・第2運動公園

使用許可申請書

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 様

年 月 日

申請者	住所			
	団体名			
	氏名		電話	()

下記の内容で施設を利用したいので、申請します。

使用目的					
行事名					
予定人員	人	<input type="checkbox"/> 中学生以下			
使用日時	使用日時			摘要	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。					
使用施設	<input type="checkbox"/> 阿山B&G 海洋センター	<input type="checkbox"/> アリーナ	<input type="checkbox"/> 半面(・北・南)	<input type="checkbox"/> 全面	
		<input type="checkbox"/> ミーティングルーム ()	<input type="checkbox"/> 照明 (時 分～ 時 分)		
		<input type="checkbox"/> トレーニングルーム (・専用・個人)			
		<input type="checkbox"/> プール 専用使用 (コース)			
		<input type="checkbox"/> 艇庫			
	<input type="checkbox"/> 阿山第1 運動公園	<input type="checkbox"/> グラウンド	<input type="checkbox"/> 半面	<input type="checkbox"/> 全面	
		<input type="checkbox"/> テニスコート	<input type="checkbox"/> 西面	<input type="checkbox"/> 東面	<input type="checkbox"/> 照明 (h)
<input type="checkbox"/> ゲートボール場		<input type="checkbox"/> 半面 (北・南) <input type="checkbox"/> 全面			
<input type="checkbox"/> 阿山第2運動公園					
使用備品					
利用料金	円				
使用者 責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		電話	

※ □には、レ印をして下さい。

受付印

受付印

(第4号様式)

阿山B&G海洋センター
阿山第1・第2運動公園 使用許可書

年 月 日

申請者	住所	公益財団法人伊賀市文化都市協会		
	団体名			
	氏名	様	電話	()

申請をいただきました施設の使用について、下記のとおり許可します。

使用目的			
行事名			
予定人員	人	<input type="checkbox"/> 中学生以下	
使用日時	使用日時		摘要
	年 月 日 時 分	～ 時 分	
	年 月 日 時 分	～ 時 分	
	年 月 日 時 分	～ 時 分	
※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。			
使用施設	<input type="checkbox"/> 阿山B&G海洋センター	<input type="checkbox"/> アリーナ	<input type="checkbox"/> 半面(・北・南) <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 照明 (時 分～ 時 分)
		<input type="checkbox"/> ミーティングルーム ()	
		<input type="checkbox"/> トレーニングルーム (・専用・個人)	
		<input type="checkbox"/> プール 専用使用 (コース)	
		<input type="checkbox"/> 艇庫	
	<input type="checkbox"/> 阿山第1運動公園	<input type="checkbox"/> グラウンド	<input type="checkbox"/> 半面 <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 照明 (h) (4基・6基)
		<input type="checkbox"/> テニスコート	<input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 照明 (h)
<input type="checkbox"/> ゲートボール場		<input type="checkbox"/> 半面 (北・南) <input type="checkbox"/> 全面	
<input type="checkbox"/> 阿山第2運動公園			
使用備品			
利用料金	円		
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話
条件	※阿山第2運動公園は、雨天時、雨天後等、グラウンド不良の場合は、利用を制限・中止することがあります。		許可印

《備考》

1. 当許可書に許可印の無い場合は、無効とします。
2. 施設を使用する場合は、当許可書を携行してください。必要に応じて提示していただくことがあります。
3. 施設を使用する際は、係員の指示に従ってください。
4. 施設内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
5. 使用許可内容を変更する場合は、速やかに申出てください。

(第5号様式)

いがまちスポーツセンター施設使用許可申請書

年 月 日

(公財)伊賀市文化都市協会
理事長 様

申請者	住所					電話		
	団体名							
	氏名又は代表者名							
下記の内容で施設を利用したいので、申請します。								
使用目的								
行事名								
予定人員	人			<input type="checkbox"/> 中学生以下				
使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。						摘要	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
使用施設 (該当に○印)	グラウンド	片面・全面 照明設備 28灯・58灯・71灯・84灯 (時 分～ 時 分)						
	ゲートボール場	1・2・3・4						
	テニスコート	A・B・C・D・E						
	健康ふれあいセンター	会議室 トレーニング機器 シャワールーム						
使用備品								
利用料金	円							
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ					電話	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ						
※ <input type="checkbox"/> には、レ印をして下さい。						取扱者印		

(第6号様式)

いがまちスポーツセンター施設使用許可書

年 月 日

(公財)伊賀市文化都市協会
理事長

申請者	住所		電話	
	団体名			
	氏名又は代表者名	様		

申請のあった下記の内容について、許可致します。

使用目的				
行事名				
予定人員	人	<input type="checkbox"/> 中学生以下		
使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。		摘要	
	年 月 日 時 分～	時 分		
	年 月 日 時 分～	時 分		
	年 月 日 時 分～	時 分		
	年 月 日 時 分～	時 分		
	年 月 日 時 分～	時 分		
使用施設 (該当に○印)	グラウンド	片面・全面 照明設備 28灯・58灯・71灯・84灯 (時 分～ 時 分)		
	ゲートボール場	1・2・3・4		
	テニスコート	A・B・C・D・E		
	健康ふれあいセンター	会議室 トレーニング機器 シャワールーム		
使用備品				
利用料金	円			
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話	
条件			取扱者印	

《備考》

1. 当許可書に許可印の無い場合は無効とします。
2. 施設を使用する際は、当許可書を携行してください。必要に応じて提示していただくことがあります。
3. 施設を使用する際は、係員の指示に従ってください。
4. 施設内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
5. 使用許可内容を変更する際は、速やかに申し出てください。

(第7号様式)

伊賀市体育施設使用許可申請書(青山地区)

年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 様

申請者	住所		電話	
	団体名			
	氏名又は代表者名			

下記の内容で施設を利用したいので、申請します。

使用目的 大会名等			
--------------	--	--	--

予定人員	人	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 中学生以下
------	---	-----------------------------	--------------------------------

使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。						摘要
	年	月	日 ()	時	分	分	
	年	月	日 ()	時	分	分	
	年	月	日 ()	時	分	分	
	年	月	日 ()	時	分	分	

使用施設	<input type="checkbox"/> 青山グラウンド	<input type="checkbox"/> 野球面 <input type="checkbox"/> ソフトボール面 <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 照明設備 野球・ソフトボール・サッカー・陸上競技 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 青山北部公園運動施設	体育館 ()
	<input type="checkbox"/> 青山テニスコート	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート

使用備品	
------	--

利用料金	円
------	---

使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話

※ には、該当するにレ印を記入して下さい。

取扱者印

(第8号様式)

伊賀市体育施設使用許可書(青山地区)

年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長

申請者	住所		電話	
	団体名			
	氏名又は代表者名	様		
申請のあった下記の内容について、許可致します。				
使用目的 大会名等				
予定人員	人	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 中学生以下	
使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。			摘要
	年 月 日 () 時 分	～	時 分	
	年 月 日 () 時 分	～	時 分	
	年 月 日 () 時 分	～	時 分	
	年 月 日 () 時 分	～	時 分	
使用施設	青山グラウンド	<input type="checkbox"/> 野球面 <input type="checkbox"/> ソフトボール面 <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 照明設備 野球・ソフトボール・サッカー・陸上競技 (: ~ :)		
	<input type="checkbox"/> 青山北部公園運動施設	体育館 ()		
	<input type="checkbox"/> 青山テニスコート	<input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート		
使用備品				
利用料金	円			
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話	
条件				取扱者印

《備考》

1. 当許可書に許可印の無い場合は無効とします。
2. 施設を使用する際は、当許可書を携行してください。必要に応じて提示していただくことがあります。
3. 施設を使用する際は、係員の指示に従ってください。
4. 施設内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
5. 使用許可内容を変更する際は、速やかに申し出てください。

(第9号様式)

大山田B&G海洋センター
せせらぎ運動公園 使用許可申請書

年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 様

申請者	住所					電話		
	団体名							
	氏名又は代表者名							
下記の内容で施設を利用したいので、申請します。								
使用目的								
予定人員	人			<input type="checkbox"/> 中学生以下				
使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。						摘要	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
	年	月	日	時	分	時	分	
使用施設	大山田B&G海洋センター	アリーナ 半面 (西 ・ 東) ・ 全面						
		ミーティングルーム						
		トレーニングルーム 半面 ・ 全面						
		艇庫						
	せせらぎ運動公園	グラウンド (A面 ・ B面 ・ 両面)						
使用備品								
利用料金	円							
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ					電話	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ						
※ <input type="checkbox"/> には、レ印をして下さい。						取扱者印		

(第10号様式)

大山田B&G海洋センター
せせらぎ運動公園 使用許可書

年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長

申請者	住所		電話	
	団体名			
	氏名又は代表者名	様		
申請のあった下記の内容について、許可致します。				
使用目的				
予定人員	人	<input type="checkbox"/> 中学生以下		
使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰の時間を含みます。			摘要
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
使用施設	大山田B&G海洋センター	アリーナ 半面 (西 ・ 東) ・ 全面		
		ミーティングルーム		
		トレーニングルーム 半面 ・ 全面		
		艇庫		
	せせらぎ運動公園	グラウンド (A面 ・ B面 ・ 両面)		
使用備品				
利用料金	円			
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話	
条件				取扱者印

《備考》

1. 当許可書に許可印の無い場合は無効とします。
2. 施設を使用する際は、当許可書を携行してください。必要に応じて提示していただくことがあります。
3. 施設を使用する際は、係員の指示に従ってください。
4. 施設内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
5. 使用許可内容を変更する際は、速やかに申し出てください。

(第11号様式)

ゆめが丘テニスコート
ゆめが丘多目的広場

使用許可申請書

年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 様

申請者	住所		電話	
	団体名			
	氏名又は代表者名			

下記の内容で施設を利用したいので、申請します。

使用目的 大会名等		<input type="checkbox"/> 中学生以下
--------------	--	--------------------------------

予定人員	人	入場料	無 有 (円)
------	---	-----	----------

使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰に要する時間を含みます。						適用
	年	月	日	時	分	時	分
	年	月	日	時	分	時	分
	年	月	日	時	分	時	分
	年	月	日	時	分	時	分

使用施設 (該当に○印)	ゆめが丘	多目的広場	半面・全面	照明車	台 (時 分～ 時 分)
		テニスコート	1・2・3・4	照明設備	1時間カード 枚 2時間カード 枚

使用備品	
------	--

利用料金	円
------	---

使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		電話

備考欄	
-----	--

※ □には、レ印をして下さい。

取扱者印

(第12号様式)

ゆめが丘テニスコート
ゆめが丘多目的広場 使用許可書

年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長

申請者	住所		電話	
	団体名			
	氏名又は代表者名			
申請のあった下記の内容について、許可致します。				
使用目的 大会名等				<input type="checkbox"/> 中学生以下
予定人員	人	入場料	有 (円)	
使用日時	※使用日時には、準備及び現状復帰に要する時間を含みます。			適用
	年 月 日 時 分	～	時 分	
	年 月 日 時 分	～	時 分	
	年 月 日 時 分	～	時 分	
	年 月 日 時 分	～	時 分	
使用施設 (該当に○印)	ゆめが丘	多目的広場	半面・全面 照明車 台 (時 分～ 時 分)	
		テニスコート	1・2・3・4 照明設備 1時間カード 枚 2時間カード 枚	
使用備品				
利用料金	円			
使用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話	
備考欄				
条件				取扱者印

《備考》

1. 当許可書に許可印の無い場合は無効とします。
2. 施設を使用する際は、当許可書を携行してください。必要に応じて提示していただくことがあります。
3. 施設を使用する際は、係員の指示に従ってください。
4. 施設内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
5. 使用許可内容を変更する際は、速やかに申し出てください。
6. ゆめが丘多目的広場は、悪天候等によりグラウンドの状態が悪い場合は使用できないことがあります。
7. ゆめが丘多目的広場の照明車は、風速10m/s以上の強風を計測したときは使用を中止する場合があります。

(第13号様式)

伊賀市体育施設変更・取消、還付申請書

公益財団法人伊賀市文化都市協会

理事長 様

住 所 _____

TEL _____

氏 名 _____ ㊞

次のとおり伊賀市体育施設の使用変更・取消を申請します。

使 用 施 設 名			
使 用 日 時	年 月 日 () (時 分から 時 分まで)		
区 分	取 消 ・ 変 更		
変 更 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
変 更 内 容			
取 消 ・ 変 更 理 由			
※ 受 付 日 時	年 月 日 () 時 分		
※ 利用料金受領日	年 月 日	※ 許 可 年 月 日	年 月 日

※変更は1回のみ認められています。

次のとおり利用料金を還付申請します。

既 納 利 用 料 金	円	還 付 請 求 額	円
《還付利用料金振込先》※振込による還付の場合のみ			
金 融 機 関 名			
口 座 番 号	No.	預 金 種 別	
口 座 名 義 人	㊞		

※還付されるのは、不可抗力により使用することができなくなったとき。または、正当な理由がある
と判断するときです。

[注意事項]

- 1 還付申請するときは、許可書と領収書を添付してください。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

決 裁						照合	還付	収納	領収書No.

(第14号様式)

伊賀市体育施設変更・取消、還付決定通知書

平成 年 月 日

様

指定管理者
公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長

次のとおり伊賀市体育施設の使用変更・取消を許可します。

使用施設名			
使用日時	年 月 日 () (時 分から 時 分まで)		
区分	取消 ・ 変更		
変更日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
変更内容			
取消・変更理由			
※受付日時	年 月 日 () 時 分		
※利用料金受領日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日

※変更は1回のみ認められています。

次のとおり利用料金を還付します。

既納利用料金	円	還付請求額	円
還付決定額	円	還付方法	
備考			

(第15号様式)

平成 年 月 日

公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 様

申請者

住所

団体名

氏名

㊟

金品募集許可申請書

下記のとおり金品募集を行いたいので、許可願いたく申請します。

記

1. 募集日時 平成 年 月 日 () 午 (前・後) 時 分から
午 (前・後) 時 分まで

2. 行事名

3. 主催者

募集責任者 住 所
氏 名
電 話

4. 募集目的及び用途等

5. 募集場所

※後日、用途内容を書面にて報告してください。

以上